



2022年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社ショクブン  
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 朋春  
(コード：9969 東証スタンダード、名証メイン)  
問 合 せ 先 経営企画室長 宮原 利彦  
電話：052-773-1011

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月27日開催予定の当社第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものです。また、事業内容の明確化を図るため一部表現を修正するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条を変更するものです。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設します。
  - ② 書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設します。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除します。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日      2022年6月27日
- (2) 定款変更の効力発生日                      2022年6月27日
- (3) 上記の日程につきましては、2022年6月27日開催予定の当社第46期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

【別紙】

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>農産、山菜、畜産、水産食品、酒類、調味料及び菓子類の製造、加工並びに販売</u></li><li>2. 小売業に対する販売企画、宣伝及び仕入の指導</li><li>3. 献立表の企画及び製作並びに付属出版物の販売</li><li>4. 介護食の調理・社員食堂等各種飲食事業の運営、指導</li><li>5. 介護施設並びに介護保険法に基づく各種介護事業の運営</li><li>6. 家庭用電気製品及び家庭用ガス石油器具の販売</li><li>7. 事務用品及び事務用機器並びに和洋家具、食器等日用品の販売</li><li>8. 玩具、スポーツ用品、医療用具の販売</li><li>9. <u>軽車両等運送事業</u></li><li>10. 不動産の賃貸及び管理業務</li><li>11. <u>ダイレクトメールの封入、発送代行業務</u></li></ol> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>12. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>調理用食材、食料品、飲料品、酒類、米穀、調味料及び菓子類の製造、加工及び販売</u></li><li>2. 小売業に対する販売企画、宣伝及び仕入の指導</li><li>3. 献立表の企画及び製作並びに付属出版物の販売</li><li>4. 介護食の調理・社員食堂等各種飲食事業の運営、指導</li><li>5. 介護施設並びに介護保険法に基づく各種介護事業の運営</li><li>6. 家庭用電気製品及び家庭用ガス石油器具の販売</li><li>7. 事務用品及び事務用機器並びに和洋家具、食器等日用品の販売</li><li>8. 玩具、スポーツ用品、医療用具の販売</li><li>9. <u>貨物軽自動車運送事業</u></li><li>10. 不動産の賃貸及び管理業務</li><li>11. <u>ダイレクトメールの封入、発送代行業務</u></li><li>12. <u>食料品の検査及び栄養価等の分析</u></li><li>13. <u>生活習慣病の予防食・治療食の研究開発及び介護食・病院給食の提供</u></li><li>14. <u>通信販売業務</u></li><li>15. <u>損害保険の代理店業務・生命保険の募集に関する業務</u></li><li>16. <u>フランチャイズ加盟店、代理店及び特約店に対する経営指導</u></li><li>17. <u>防災用品及び雑貨の販売</u></li><li>18. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li></ol>

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p data-bbox="261 317 794 394"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="261 407 794 751">第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="492 810 565 842">(新設)</p> <p data-bbox="492 1346 565 1377">(新設)</p>	<p data-bbox="1057 317 1130 348">(削除)</p> <p data-bbox="837 810 1045 842"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="824 854 1357 1020">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="881 1033 1357 1283">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="837 1346 911 1377"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="829 1390 1357 1734">1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="829 1747 1357 1913">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p>

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
	<u>3. 本附則は、施行日から6か月を</u> 経過した日または前項の株主 総会の日から <u>3 か月を経過した日のいずれか</u> 遅い日後にこれを削除する。

以上